

八尾市自主防災組織活動用資器材交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第5条の規定及び八尾市地域防災計画に基づき、地域住民の防災意識の高揚と防災体制の確立を図るため、自主防災組織に対し資器材を交付し、もって地域における自主防災活動を迅速かつ効果的にを行うことを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において自主防災組織とは、隣保協同の精神に基づき、地域住民が自主的に組織し、災害の未然防止、災害時の被害拡大防止及び災害応急活動対策を行う団体で、次の各号に掲げる班で構成するものをいう。

- (1) 消火班
- (2) 救出・救護班
- (3) 避難誘導班
- (4) 情報班
- (5) 給食・給水班

(交付対象)

第3条 この要綱により資器材の交付を受けることができる団体は、前条に規定する自主防災組織(以下「組織」という。)で、市長が認める団体とする。

2 前項の場合における資器材の交付は、予算の定める範囲内で行う。

(申請)

第4条 資器材の交付を受けようとする組織の代表者は、八尾市自主防災組織活動用資器材交付申請書(様式第1)に、次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 組織図
- (2) 組織の区域がわかる図面

(交付の決定)

第5条 市長は、前条に規定する申請を受理したときは、申請内容について審査した上で、適正と認めるものについて、八尾市自主防災組織活動用資器材交付決定通知書(様式第2)により申請者に通知するものとする。

(交付資器材)

第6条 この要綱により交付する資器材は、別表のとおりとする。

2 市長は、別表に掲げる各資器材の点数の合計が、1,000点の範囲内において、次条に定める交付基準に従い、必要な資器材の交付を行うものとする。

(交付基準)

第7条 資器材の交付基準は、次の各号に定める組織の世帯数に応じ、当該各号に掲げる点数とする。

- (1) 世帯数が、100未満の組織、700点以内
- (2) 世帯数が、100以上200未満の組織、800点以内
- (3) 世帯数が、200以上300未満の組織、900点以内
- (4) 世帯数が、300以上の組織、1,000点以内

(資器材の交付)

第8条 この要綱による資器材の交付は原則として、1組織1回とし、当該資器材の所有権は、交付を受けたものに帰属する。

(資器材の管理)

第9条 前条の規定により資器材の交付を受けた者は、次の各号に定めるところにより当該資器材の適正な維持管理に努めなければならない。

- (1) 資器材の保管場所は、組織内の倉庫等とし、代表者が責任をもって管理する。
- (2) 代表者が変更になったときは、資器材の管理を次の代表者に引き継ぐものとする。
- (3) 資器材の修理等の費用は、組織の負担とする。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は平成9年3月5日から実施する。
- 2 八尾市自主防災組織活動用資器材交付要綱(昭和63年3月18日実施)は、廃止する。

別表

活 動 用 資 器 材	1 個 の 点 数	活 動 用 資 器 材	1 個 の 点 数
救急セット (20人用)	300	大ハンマー	60
救急用担架 四つ折れ	180	ハンマー	20
防災用シート	10	バール	30
毛布(真空パック)	20	ツルハシ	50
ハンドマイク	180	のこぎり	20
強力ライト	20	斧	80
ラジオ	50	手斧	50
ヘルメット	20	スコップ	30
消火器(10型)	100	万能ハサミ	20
キャリアカート	70	鉄線切り(ホルトリップ)	50
リヤカー(ハンディタイプ)	400	救助工具箱セット (内容)大ハンマー、バール、ツルハシ、 ノコギリ、手斧、鉄線切り、スコップ 計7点	350
救助ロープ	20		
油圧ジャッキ	50		
訓練用消火器	110		
物置	1000	その他	